

～勝手にコラム～

どうして教師には 残業代が出ないの？

青森県教職員組合
文責：阿部 聰
【本部執行委員】

みなさん、こんにちは。今回は「ブラック」の元とも言うべき、今、話題の「給特法」について掘り下げてみます。

給特法とは？

教師の業務のブラック化が話題になる中で、よく耳にするようになりましたね。ご存じの方も多いかと思いますが「給与明細書」の「教員調整額4%」に関わる法律です。



正式名称は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」……長い名前ですね。制定されたのが1971年（昭和46年）ですから、50年以上変わらないまま現在に至っているわけです。（これも長いですね。）

そもそも作られた理由ですが、以下の通り

教育においては「教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待される」面が大きく、学校外での自主研修が可能となるような「裁量時間」が存在するなど、教員の「勤務の特殊性」があるため、一般的な時間外手当ではなく「勤務時間の内外を問わず、包括的に評価」した「教員調整額」を一律に支給

要するに「一般の労働者の様な賃金システムにはできません。だから、時間外手当や休日勤務手当は支給しません。代わりに、自発的な仕事も含めた全体の仕事に対し、4%の調整額を支給しますよ。」というわけです。これが「定額働き放題」法案の始まりでした。



Q：ねえねえ、教員調整額はどうして4%って決まったの？

A：1966年の文部省調査における調査をもとに、時間外勤務が
週1時間48分と算定されたから～
(当時の勤務時間の週44時間の4% 1日あたり約20分)

それが50年改正されずに続いている訳です。2016年度の文科省調査では、小中の平均時間外勤務は週21時間40分。制定当時の趣旨を当てはめるなら、教員調整額は、何と55%になります。

しか～し、教育行政は以下のような言い分で、時間外勤務の事実を認めてきませんでした。



「超勤限定4項目」以外
は超勤を命じること
はできないのだから、
教員に超勤はありません！



遅くまで仕事をしてい
ても、超勤命令に基づか
ない「自発的」なもの。
賃金の対象となる労働
ではありません。

*超勤限定4項目とは①生徒の実習 ②学校行事 ③職員会議 ④非常災害等やむを得ない場合。また、いずれも勤務時間の割り振りで調整することになっているので、きちんと調整が行われれば、「時間外勤務は無い」という理屈はその通りなのですが…

2021年10月、さいたま地裁からある判決が出ました。現役の小学校教師が時間外勤務手当の支払いを求めて裁判を起こしたのです。結果は「敗訴」

その時、原告が裁判所に提出した「超過勤務の内容」を裁判所が「労働時間」として認めるものと認めないものに仕分けしたのが下の表です。

○認めたもの	×認めないもの
教室の掲示物の管理（週に2分）	教室の整理整頓
教室の掲示物の作成（年1回90分）	掃除用具の確認と落とし物の整理
翌日の授業準備（1コマ5分）	教室の点検や修理
朝自習の準備（週に30分）	掲示物や作文等へのペン入れ
業者テストの採点（1回60分）	教材研究
出席簿の整理・授業時数の集計（月1回30分）	提出物の内容確認
健康診断票の作成・報告	児童のノートの添削
日直業務（1回30分）	授業で行った作業や制作物の添削
週案簿の作成（週30分）	賞状の作成
学年花壇の草取り・管理（月1回10分）	保護者への対応
学級・学年会計の確認・報告	授業参観の準備
通知表、自己評価シート、学年だよりの作成	ドリル、プリント、小テストの採点
教室のワックス掛け	不登校児童の保護者との面談



…開いた口がふさがらないというか、笑うしかないというか…学校の事務作業以外は労働時間じゃないみたいですね。「子ども達のために」と思ってやっていることのほとんどが「自発的活動」で片付けられました。こちらの方が重要な仕事だし、教師としてのやりがいを感じる部分なのに…

そして、2022年8月 東京高裁での2審判決も「控訴棄却」…（泣）